

倫理規程改定案意見募集（2021年1月20日～3月31日） ご意見への対応等について

意見募集期間内に、7名の方から、計43件のご意見をいただいた。なお、その他賛助会員1社からご意見なしの連絡あり。

No.	ご意見	ご意見への対応				
1	<p>日本原子力学会倫理規程は、会員や会員が所属する組織が展開する諸活動を行うに当たって、会員が持つべき心構えと言行の規範について書き示したものであるとして、会員が全て準拠することを謳っています。また、2001年の制定から、これまで6回の改定がなされてきており、今回の改定も、原子力を取り巻く最新の情勢を踏まえて適切に改定されており、今回の改定についてコメントはありません。</p> <p>ただ、一つお願いしたいことは、こういう立派な理念を会員が現場で本当に活かしているのだろうか？ その現状把握は倫理委員会として適切に行っているのだろうか？ 活かされていないから依然として不祥事が後を絶たないのではないか？ という問題意識から、今後は是非、倫理規定の遵守状況の調査、それを踏まえた改善活動を具体化して欲しいと思います。きれいごとを唱えているだけでは実態は改善されないと思います。</p>	<p>日本原子力学会の倫理に関わる活動は、常置委員会である倫理委員会が中心となり、倫理規程の改定検討、倫理に関わるテーマを取り上げての学会年会・大会企画セッションでの議論、倫理研究会の開催、倫理事例集の発行、倫理に関わる問題に対する見解の公表、活動の学会誌への投稿などの取組みを進めています。</p> <p>ご指摘にある倫理規程が会員に確実に浸透し、現場で活かされているのかという点については、継続的に取り組むべき課題があると考えています。学会活動としてのリソースの制約がある中で、2021年は倫理規程制定および倫理委員会設置から20年、東電福島事故から10年という節目となりますので、倫理委員会としてもあらためて今後の活動について議論を深め、また、会員内外の方も意見交換できるシンポジウム等の企画も検討し、よりよい活動について検討を進めてまいります。</p>				
2	<p>倫理規程の検討、見直し、お疲れ様です。</p> <p>これまでの議論の背景などを承知しておりませんので、適切なコメントになるかどうか分かりませんが、「4-1 誠実な行動」のところの記載が気になりました。感想めいたことですが、お知らせさせていただきます。</p> <p>● 「4-1 誠実な行動」について</p> <p>「会員は、誠実に業務を実施する。」との書き出しですが、タイトルという「行動」と、本文という「業務」で言葉の意味合いが異なる</p>	<table border="1" data-bbox="1144 1038 2078 1289"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1038 1603 1070">2018 規程</th> <th data-bbox="1603 1038 2078 1070">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1070 1603 1289"> <p>4-1（誠実な行動） 会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</p> </td> <td data-bbox="1603 1070 2078 1289"> <p>4-1 誠実な行動 会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>ご指摘のうち1文目、2文目に関して、行動の手引（意見募集案）のタイトルにある「行動」は、この手引の「…を実施する。」「…説明し」「…働きかける。」「…行動はとらない。」などの会員に求める行動を包括した表現とし</p>	2018 規程	意見募集案	<p>4-1（誠実な行動） 会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</p>	<p>4-1 誠実な行動 会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</p>
2018 規程	意見募集案					
<p>4-1（誠実な行動） 会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</p>	<p>4-1 誠実な行動 会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</p>					

No.	ご意見	ご意見への対応
	<p>ように思います。「誠実に行動する」では、ダメなのでしょうか？</p> <p>それ以降の記載において、「他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れがある場合は、雇用者或いは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるように働きかける。」とありますが、これは、不適切な行動をとった本人ではなく、周りにいる人間が他に働きかけて、食い止めるという主旨と理解すればよいですか。よく主旨が理解できませんでした。</p> <p>他人の不正を発見したときに「我関せず」は、流石にまずいとは思いますが、座りの悪さ、ちょっとした違和感を感じました。</p> <p>どこかに、「社会から疑念をもたれる金品の受け取りは厳に慎む」といったような趣旨の事を入れてはどうでしょうか。</p> <p>そのうえで、周囲の行動基準として書かれていれば、納得できるような気がします。</p> <p>ただ、当たり前のことなので、どこまで書くかという議論かも知れませんが…。</p>	<p>て用いています。手引においては、まずもって各人の業務を誠実に実施することは倫理において重要な基本事項ですので、そのことを分かり易く「誠実に業務を実施する。」と表現しています。</p> <p>ご指摘の3文目以降に関して、この手引では“周りにいる人間が他に働きかけて”という行動まで含むものと考えています。倫理規程は、各人が実際に遭遇した局面において、自ら考えて、よりよい行動に具体的に繋げていくことが大切で、その際に、倫理規程を道標として活用できるようにとの思いで策定されています。“社会から疑念をもたれる金品の受け取りは厳に慎む”との趣旨を入れてはとのご指摘に関しては、この手引の改定案は、金品授受問題を踏まえて検討していますが、あらゆる事案を想定して具体的な表現として書き込むことには限界がありますし、具体的に書いてあることを守ればよいとの教条主義に陥らないことも重要ですので、「社会に対して説明できない行動はとらない。」との表現で代表させ、実際に遭遇した局面において各人が自ら考えることを求めたいと考えます。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>
3-1	<p>(1)全体の「見える」化</p> <p>倫理規程の憲章と手引きについて、A3かA4の紙1枚程度にまとめた資料(項目のみの相関等)があった方がいい。</p>	<p>前回倫理規程改定の際にもご意見としていただいております、倫理規程改定後、紙1枚にまとめたものをホームページに掲載することを検討いたします。</p>
3-2	<p>(2) 英語版の作成</p> <p>当然外国からの関心もあるものと思うので、プレス用に作成しておいた方がよい。この前、カーボンゼロ政策資料に関して経産省に英国大使館からクレームが入った。</p>	<p>まずは会員への確実な浸透が課題と考えており、英語版の作成は考えていません。倫理委員会の様々な活動を通じて、倫理規程の浸透、倫理に関わる問題に対する議論が深まる取組みを進めてまいります。</p>
3-3	<p>(3)論点の拡張の検討</p> <p>論点を5個に絞っているのは残念な気がする。今は様々な問題が出て</p>	<p>2011年の東電福島事故以降および2018年1月の前回倫理規程改定以降の倫理に関わる重要な問題を特に論点として掲げていますが、個々の憲章・</p>

No.	ご意見	ご意見への対応					
	<p>きている時期なので、もっと広範なテーマも入れた方がよい。</p> <p>反社会的な勢力の関与の排除(これは論点②とも関連)、軍事的な、またはこれに準じる研究の排除(日本学術会議で声明が出ていた)、核セキュリティに関する事項(前文にも核不拡散の用語がある、2. 3に破壊行為の恐れ等の文言追加もある、原子力規制委員会は核防護についてマネジメント層の関与を強く求めている。)、サイバー攻撃に関する事項、コロナ関連の事項(衛生)、学際(原発裁判もあることから、文系・理系も含める)、放射線治療等の医学利用、原子力裁判、地球環境問題(豪雨、台風の激甚化等の原子力施設の防災の視点、また日本学術会議のHPにあるように、国連の持続可能な開発目標SDGsについても原子力分野での貢献について、NO7.エネルギー、NO.8経済成長、NO.9技術革新、NO.11まちづくり、NO.12製造責任、NO.13気候変動、NO.14海の豊かさ、NO.15陸の豊かさ等について検討しておく必要がある。)、高レベル処分問題、福島の高放射線汚染(トリチウム水、デブリ)、AIのプラント運転への取り込み、危険な高放射線現場へのロボット導入等が考えられる。</p> <p>また原子力分野でまだ視聴覚障がい者や車いすの人を原子力学会・春の年会や秋の大会で見かけたことがない。原子力施設はバリアフリーの観点、もう少し広げてユニバーサルデザイン(バリアフリー+外国人)の視点も必要ではないか。今東大先端研ではバリアフリーのための実験・実習の改善の検討がなされている。学会でもこうした取組がなされるべきである。</p>	<p>行動の手引の具体的な改定検討においては、その他の観点も排除せずに検討を行い、改定案を作成しました。</p> <p>ご指摘のとおり、現在も様々な問題が生じており、広範なテーマを視野に入れた議論が必要であり、倫理委員会の様々な活動を通じて、倫理規程の浸透、倫理に関わる問題に対する議論が深まる取組みを進めてまいります。</p>					
3-4	<p>(4)前文</p> <p>13行目：「東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に負の影響をもたらしていること、廃棄物や核不拡散等の</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1283 1592 1315">2018 規程</th> <th data-bbox="1603 1283 2074 1315">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1315 1592 1414"> 前文 <前略>会員は、自らの携わる技術が、正の側面によってより社会貢献するために、<u>原子力事故をはじめとして、自らの携わる技術特有の社会に及</u> </td> <td data-bbox="1603 1315 2074 1414"> 前文 <前略>会員は、自らの携わる技術が、正の側面によってより社会貢献するために、<u>東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に負</u> </td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	前文 <前略>会員は、自らの携わる技術が、正の側面によってより社会貢献するために、 <u>原子力事故をはじめとして、自らの携わる技術特有の社会に及</u>	前文 <前略>会員は、自らの携わる技術が、正の側面によってより社会貢献するために、 <u>東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に負</u>	
2018 規程	意見募集案						
前文 <前略>会員は、自らの携わる技術が、正の側面によってより社会貢献するために、 <u>原子力事故をはじめとして、自らの携わる技術特有の社会に及</u>	前文 <前略>会員は、自らの携わる技術が、正の側面によってより社会貢献するために、 <u>東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に負</u>						

No.	ご意見	ご意見への対応					
	<p>問題があることを絶えず思い起こし、技術だけでは解決できない問題があることも強く認識する。」</p> <p>(訂正案)</p> <p>「東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境<u>だけでなく、や世界や日本社会に負の側面を示していること</u>、放射性廃棄物や核不拡散等の問題があることを絶えず思い起こし、技術だけでは解決できない問題があることも強く<u>心に留める。</u>」</p> <p>(前の文で正の側面を受けて、負の側面とした。)</p>	<table border="1" data-bbox="1149 204 2078 312"> <tr> <td data-bbox="1149 204 1608 312"> <p>ぼす影響等負の側面について、絶えず思い起こすと同時に、技術だけでは解決できない問題があることを、強く認識する。<後略></p> </td> <td data-bbox="1608 204 2078 312"> <p>の影響をもたらしていること、廃棄物や核不拡散等の問題があることを絶えず思い起こし、技術だけでは解決できない問題があることも強く認識する。<後略></p> </td> </tr> </table> <p>当該箇所は、東電福島事故を過去のものとしないうために、前文では固有名詞も含めて記載することとし、現実の重大な原子力災害になってしまったことに会員が思いを馳せ続けられるように、「負の影響」「認識する」などのより強い表現としました。</p> <p>倫理規程全体を通じて、「社会」との用語は、一般市民を含む様々なステークホルダーを含み、国内のみならず海外も含めたステークホルダーも含む用語として使用しています。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>		<p>ぼす影響等負の側面について、絶えず思い起こすと同時に、技術だけでは解決できない問題があることを、強く認識する。<後略></p>	<p>の影響をもたらしていること、廃棄物や核不拡散等の問題があることを絶えず思い起こし、技術だけでは解決できない問題があることも強く認識する。<後略></p>		
<p>ぼす影響等負の側面について、絶えず思い起こすと同時に、技術だけでは解決できない問題があることを、強く認識する。<後略></p>	<p>の影響をもたらしていること、廃棄物や核不拡散等の問題があることを絶えず思い起こし、技術だけでは解決できない問題があることも強く認識する。<後略></p>						
3-5	<p>(5)憲章</p> <p>(a) 2. 公衆優先原則・持続性原則</p> <p>(公衆優先原則・持続性原則)</p> <p>会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に<u>持続的に</u>取り組む。</p>	<table border="1" data-bbox="1149 719 2078 858"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 719 1608 746">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 719 2078 746">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 746 1608 858"> <p>憲章 2. (公衆優先原則・持続性原則)</p> <p>会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む。</p> </td> <td data-bbox="1608 746 2078 858"> <p>憲章 2. 公衆優先原則・持続性原則</p> <p><変更なし></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>憲章のタイトルは、2014年の倫理規程改定の際に、米国プロフェッショナル・エンジニア協会(NSPE)倫理規程の基本構成要素7項目(公衆優先原則、持続性原則、有能性原則、真実性原則、誠実性原則、正直性原則、専門職原則)を踏まえて、これらとの対比で本会倫理規程の憲章を示すことが重要との観点から、掲げたものです。このため、タイトルにある用語がそのまま憲章の本文に使われていない場合もあります。</p> <p>憲章本文にある「…平和利用の発展に積極的に取り組む。」が「持続性原則」に対比できる箇所と考えており、「持続的に」との趣旨も含まれていると考えています。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>		2018 規程	意見募集案	<p>憲章 2. (公衆優先原則・持続性原則)</p> <p>会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む。</p>	<p>憲章 2. 公衆優先原則・持続性原則</p> <p><変更なし></p>
2018 規程	意見募集案						
<p>憲章 2. (公衆優先原則・持続性原則)</p> <p>会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む。</p>	<p>憲章 2. 公衆優先原則・持続性原則</p> <p><変更なし></p>						
3-6	<p>(b) 3. 真実性原則</p> <p>会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重</p>	<table border="1" data-bbox="1149 1358 2078 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 1358 1608 1385">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 1358 2078 1385">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1385 1608 1417"> <p>憲章 3. (真実性原則)</p> </td> <td data-bbox="1608 1385 2078 1417"> <p>憲章 3. 真実性原則</p> </td> </tr> </tbody> </table>		2018 規程	意見募集案	<p>憲章 3. (真実性原則)</p>	<p>憲章 3. 真実性原則</p>
2018 規程	意見募集案						
<p>憲章 3. (真実性原則)</p>	<p>憲章 3. 真実性原則</p>						

No.	ご意見	ご意見への対応				
	し、自らの意思をもって <u>真実</u> を判断し行動する	<table border="1" data-bbox="1149 201 2078 284"> <tr> <td data-bbox="1149 201 1608 284">会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。</td> <td data-bbox="1608 201 2078 284"><変更なし></td> </tr> </table> <p data-bbox="1149 292 2078 472">憲章本文にある「最新の知見を…追求」「事実を尊重し」という前段の箇所 で“真実”を把握し、その上で、「自らの意思を持って判断し行動する」こ との重要性を訴求する表現としています。No.3-5 の対応も参照ください。 以上のことから、原案のままとします。</p>	会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。	<変更なし>		
会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。	<変更なし>					
3-7	(c)4. 誠実性原則・ <u>説明責任</u> <u>正直性原則</u> 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行して その責務を果たすとともに、社会からの負託と社会に対する説明責 任を強く自覚して、社会の信頼を得るように努める。	<table border="1" data-bbox="1149 496 2078 663"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 496 1608 528">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 496 2078 528">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 528 1608 663">憲章4. (誠実性原則・正直性原則) 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務 を誠実に遂行するとともに、社会に対する説明責 任を<u>果たし</u>、社会の信頼を得るように努める。</td> <td data-bbox="1608 528 2078 663">憲章4. 誠実性原則・正直性原則 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務 を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、社 会からの負託と社会に対する説明責任を<u>強く自覚</u> して、社会の信頼を得るように努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1149 671 2078 751">No.3-5 の対応を参照ください。 ご意見に対しては、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	憲章4. (誠実性原則・正直性原則) 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務 を誠実に遂行するとともに、社会に対する説明責 任を <u>果たし</u> 、社会の信頼を得るように努める。	憲章4. 誠実性原則・正直性原則 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務 を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、社 会からの負託と社会に対する説明責任を <u>強く自覚</u> して、社会の信頼を得るように努める。
2018 規程	意見募集案					
憲章4. (誠実性原則・正直性原則) 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務 を誠実に遂行するとともに、社会に対する説明責 任を <u>果たし</u> 、社会の信頼を得るように努める。	憲章4. 誠実性原則・正直性原則 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務 を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、社 会からの負託と社会に対する説明責任を <u>強く自覚</u> して、社会の信頼を得るように努める。					
3-8	(d) <u>専門職原則</u> ・ <u>人材育成</u> (文中に人材育成の文言がある。)	<table border="1" data-bbox="1149 775 2078 967"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 775 1608 807">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 775 2078 807">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 807 1608 967">憲章5. (専門性原則) 会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わ る技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、 その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して 技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性 化に取り組む。</td> <td data-bbox="1608 807 2078 967">憲章5. 専門職原則 <変更なし></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1149 975 2078 1054">No.3-5 の対応を参照ください。 ご意見に対しては、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	憲章5. (専門性原則) 会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わ る技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、 その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して 技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性 化に取り組む。	憲章5. 専門職原則 <変更なし>
2018 規程	意見募集案					
憲章5. (専門性原則) 会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わ る技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、 その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して 技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性 化に取り組む。	憲章5. 専門職原則 <変更なし>					
3-9	(e) <u>安全組織</u> 文化の醸成 会員は、所属する組織 <u>及び</u> の個人が本規程を尊重して行動できる <u>安 全組織</u> 文化の醸成に取り組む。 (組織文化より安全文化にした方がよりはっきりした文になる。IAEA の安全文化の用語を取り入れた方がいい。組織文化だと悪い土壌の 組織文化もあり得る。)	<table border="1" data-bbox="1149 1078 2078 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 1078 1608 1110">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 1078 2078 1110">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1110 1608 1198">憲章7. (組織文化の醸成) 会員は、所属する組織の個人が本倫理規程を尊重 して行動できる組織文化の醸成に取り組む。</td> <td data-bbox="1608 1110 2078 1198">憲章7. 組織文化の醸成 会員は、所属する組織の個人が本規程を尊重して行 動できる組織文化の醸成に取り組む。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1149 1206 2078 1437">この憲章のタイトルは、NSPE 倫理規程の基本構成要素 7 項目にはないも ので、本会倫理規程として独自に掲げたもので、東電福島事故を踏まえた 2014 年改定において新たに新設した憲章です。ご指摘のとおり、「安全文 化」という概念は非常に重要なものですが、当時の検討において、より広い 視野で考え、行動できるようにとの観点から、「安全文化」だと意味合いが</p>	2018 規程	意見募集案	憲章7. (組織文化の醸成) 会員は、所属する組織の個人が本倫理規程を尊重 して行動できる組織文化の醸成に取り組む。	憲章7. 組織文化の醸成 会員は、所属する組織の個人が本規程を尊重して行 動できる組織文化の醸成に取り組む。
2018 規程	意見募集案					
憲章7. (組織文化の醸成) 会員は、所属する組織の個人が本倫理規程を尊重 して行動できる組織文化の醸成に取り組む。	憲章7. 組織文化の醸成 会員は、所属する組織の個人が本規程を尊重して行 動できる組織文化の醸成に取り組む。					

No.	ご意見	ご意見への対応				
		<p>狭まってしまう可能性があると考えたこと、事業者だけでなく協力会社まで含めた幅広い関係者を念頭においた場合により分かりやすい言葉とすることがよいと考えたことから、「組織文化」という用語を使用しました。今回の改定案でも、当時の考え方を踏襲しています。IAEA では、近年、「安全に寄与する組織文化」(Organizational Culture for Safety)という使い方をしています。</p> <p>この憲章本文では「…本規程を尊重して行動できる組織文化」との文脈で、より良い、安全に寄与する組織文化の醸成を目指すことを明らかにしています。組織文化の醸成には、一人ひとりの行動が重要であることから、「組織の個人」としています。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>				
3-10	<p>(6)行動の手引き</p> <p>(a) 1－1 原子力利用の基本方針</p> <p>「原子力は、エネルギーだけでなく、医療・農業・工業などでの放射線利用まで幅広く利用されている。」</p> <p>この一文は残すべきと思う。単なる事実というのは現会員のみが自明なだけで、一般の人や新規会員が見ると、福島原発事故が騒がれたこともあり、原発のみがクローズアップされており、放射線の医療応用や工業利用等があまり知られていないと思う。ここではつきり謳っておくべきである。</p>	<table border="1" data-bbox="1146 753 2060 944"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 753 1603 785">2018 規程</th> <th data-bbox="1603 753 2060 785">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 785 1603 944"> 1－1 (原子力利用の基本方針) <u>原子力は、エネルギーだけでなく、医療・農業・工業などでの放射線利用まで幅広く利用されている。</u> 会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと理想を持ち、専門性と自律ある行動により原子力の適切な発展を図る。 </td> <td data-bbox="1603 785 2060 944"> 1－1 原子力利用の基本方針 会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと使命感を持ち、専門性と自律ある行動により原子力利用の適切な発展を図る。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>本会倫理規程の行動の手引として、事実の記述はできるだけやめて、原則「会員は」で始まる文章に見直しました。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	1－1 (原子力利用の基本方針) <u>原子力は、エネルギーだけでなく、医療・農業・工業などでの放射線利用まで幅広く利用されている。</u> 会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと理想を持ち、専門性と自律ある行動により原子力の適切な発展を図る。	1－1 原子力利用の基本方針 会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと使命感を持ち、専門性と自律ある行動により原子力利用の適切な発展を図る。
2018 規程	意見募集案					
1－1 (原子力利用の基本方針) <u>原子力は、エネルギーだけでなく、医療・農業・工業などでの放射線利用まで幅広く利用されている。</u> 会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと理想を持ち、専門性と自律ある行動により原子力の適切な発展を図る。	1－1 原子力利用の基本方針 会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと使命感を持ち、専門性と自律ある行動により原子力利用の適切な発展を図る。					
3-11	<p>(b) 1－4 技術者の行動による信頼</p> <p>「会員は、技術の安全性を高めるだけでなく、技術を扱う者の行動によって社会から信頼が得られるように心掛ける。」</p> <p><u>(技術の安全性を高めることは自明とはいえ、重要な要素であるから残す。)</u></p>	<table border="1" data-bbox="1146 1189 2060 1353"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1189 1603 1220">2018 規程</th> <th data-bbox="1603 1189 2060 1220">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1220 1603 1353"> 1－4 (技術者の行動による信頼) 会員は、<u>技術の安全性を高めるだけでなく、技術を扱う者の行動によって社会から信頼が得られるように心掛ける。</u> </td> <td data-bbox="1603 1220 2060 1353"> 1－4 技術者の行動による信頼 会員は、<u>技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、技術を扱う者として、社会の理解を得ることのできる行動を積み重ねていく。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>「安全を高める」ことなど安全性向上に関することは憲章2に関わる行動</p>	2018 規程	意見募集案	1－4 (技術者の行動による信頼) 会員は、 <u>技術の安全性を高めるだけでなく、技術を扱う者の行動によって社会から信頼が得られるように心掛ける。</u>	1－4 技術者の行動による信頼 会員は、 <u>技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、技術を扱う者として、社会の理解を得ることのできる行動を積み重ねていく。</u>
2018 規程	意見募集案					
1－4 (技術者の行動による信頼) 会員は、 <u>技術の安全性を高めるだけでなく、技術を扱う者の行動によって社会から信頼が得られるように心掛ける。</u>	1－4 技術者の行動による信頼 会員は、 <u>技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、技術を扱う者として、社会の理解を得ることのできる行動を積み重ねていく。</u>					

No.	ご意見	ご意見への対応				
	<p>技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、技術を扱う者として、社会の理解を得ることのできる行動を積み重ねていく。</p>	<p>の手引の中で整理をし、それぞれの手引での訴求点を明確にする改定案としました。憲章1. 行動の原理に関わる行動の手引1-4では、金品授受問題等を踏まえ、より強い訴求と留意すべき具体的行動を明記することとしました。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>				
3-12	<p>(c)公衆優先原則・持続性原則</p> <p>2-1 原子力利用と安全確保の両立</p> <p>会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。その上で、常により高い安全性を追求し、その<u>持続的な</u>確保に努める。</p>	<table border="1" data-bbox="1149 464 2078 683"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 464 1603 496">2018 規程</th> <th data-bbox="1603 464 2078 496">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 496 1603 683"> <p>2-1 (原子力利用と安全確保の両立)</p> <p>会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを、<u>強く</u>認識する。その上で、常により高い<u>安全レベル</u>を目指し、その確保に<u>努める</u>。</p> </td> <td data-bbox="1603 496 2078 683"> <p>2-1 原子力利用と安全確保の両立</p> <p>会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。その上で、常により高い<u>安全性</u>を追求し、その確保に<u>努める</u>。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>No.3-5 の対応を参照ください。</p> <p>ご意見に対しては、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	<p>2-1 (原子力利用と安全確保の両立)</p> <p>会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを、<u>強く</u>認識する。その上で、常により高い<u>安全レベル</u>を目指し、その確保に<u>努める</u>。</p>	<p>2-1 原子力利用と安全確保の両立</p> <p>会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。その上で、常により高い<u>安全性</u>を追求し、その確保に<u>努める</u>。</p>
2018 規程	意見募集案					
<p>2-1 (原子力利用と安全確保の両立)</p> <p>会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを、<u>強く</u>認識する。その上で、常により高い<u>安全レベル</u>を目指し、その確保に<u>努める</u>。</p>	<p>2-1 原子力利用と安全確保の両立</p> <p>会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。その上で、常により高い<u>安全性</u>を追求し、その確保に<u>努める</u>。</p>					
3-13	<p>(d)公衆優先原則・持続性原則</p> <p>2-2 平和利用への限定</p> <p>会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用 <u>及びこれに準じる活動</u> に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。</p> <p>(今国内で外国への技術流出が問題視されている。半導体等も一時間問題とされたが、原子力も今核セキュリティ等も踏まえ、より慎重な行動が必要になる。)</p>	<table border="1" data-bbox="1149 799 2078 1018"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 799 1603 831">2018 規程</th> <th data-bbox="1603 799 2078 831">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 831 1603 1018"> <p>2-2 (平和利用への限定)</p> <p>原子力の利用は平和目的に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。</p> </td> <td data-bbox="1603 831 2078 1018"> <p>2-2 平和利用への限定</p> <p>会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>ご意見にある“これに準じる活動”の範囲が一般的に明確ではないと考えられ、ご指摘の趣旨は、改定案にある「自らの行動が結果として…加担することがないように、…最大限の注意を払う。」において読むことができると考えます。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	<p>2-2 (平和利用への限定)</p> <p>原子力の利用は平和目的に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。</p>	<p>2-2 平和利用への限定</p> <p>会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。</p>
2018 規程	意見募集案					
<p>2-2 (平和利用への限定)</p> <p>原子力の利用は平和目的に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。</p>	<p>2-2 平和利用への限定</p> <p>会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。</p>					
3-14	<p>(e)公衆優先原則・持続性原則</p> <p>2-3 核セキュリティ確保への注意</p> <p>会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用い</p>	<table border="1" data-bbox="1149 1283 2078 1418"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 1283 1603 1315">2018 規程</th> <th data-bbox="1603 1283 2078 1315">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1315 1603 1418"> <p>2-3 (核セキュリティ確保への注意)</p> <p>会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。</p> </td> <td data-bbox="1603 1315 2078 1418"> <p>2-3 核セキュリティ確保への注意</p> <p>会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標</p> </td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	<p>2-3 (核セキュリティ確保への注意)</p> <p>会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。</p>	<p>2-3 核セキュリティ確保への注意</p> <p>会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標</p>
2018 規程	意見募集案					
<p>2-3 (核セキュリティ確保への注意)</p> <p>会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。</p>	<p>2-3 核セキュリティ確保への注意</p> <p>会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標</p>					

No.	ご意見	ご意見への対応					
	<p>られる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。</p> <p><u>また、会員の所属する組織のマネジメント層にもこれらの認識を共有するよう努める。</u></p> <p>(原子力規制委員会は核セキュリティにおいて、マネジメント層も含めて意識することの重要性を強調している。これを行動の手引きの中にも織り込んだ方が会員は上層部に働きかけを行いやすい。)</p>	<table border="1" data-bbox="1149 201 2078 256"> <tr> <td data-bbox="1149 201 1608 256"></td> <td data-bbox="1608 201 2078 256"> <p>的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。</p> </td> </tr> </table> <p>「会員」には、一般従業員のみならず、組織の運営に責任を有する会員や、賛助会員（本会の法人会員）も含めた用語として使用しています。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>			<p>的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。</p>		
	<p>的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。</p>						
3-15	<p>(f) 公衆優先原則・持続性原則</p> <p>2-5 労働安全及び衛生の確保</p> <p>会員は、常に原子力施設で働く人々の安全及び衛生確保と災害の防止に努める。</p> <p>(新型コロナウイルス対策も含めるのがよいと思う。)</p>	<table border="1" data-bbox="1149 560 2078 671"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 560 1608 592">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 560 2078 592">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 592 1608 671"> <p>2-5 (労働安全の確保)</p> <p>会員は、常に原子力施設で働く人々の安全確保と災害の防止に努める。</p> </td> <td data-bbox="1608 592 2078 671"> <p>2-5 労働安全の確保</p> <p><変更なし></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>ご指摘の“衛生”については、「安全」あるいは「労働安全」に含む概念として考えています（個々の従業員の感染症対策は「労働安全」、感染症や感染症対策の影響により施設の安全が脅かされることに対する対策は「安全」）。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>		2018 規程	意見募集案	<p>2-5 (労働安全の確保)</p> <p>会員は、常に原子力施設で働く人々の安全確保と災害の防止に努める。</p>	<p>2-5 労働安全の確保</p> <p><変更なし></p>
2018 規程	意見募集案						
<p>2-5 (労働安全の確保)</p> <p>会員は、常に原子力施設で働く人々の安全確保と災害の防止に努める。</p>	<p>2-5 労働安全の確保</p> <p><変更なし></p>						
3-16	<p>(g) 3. 真実性原則</p> <p>3-2 <u>科学的</u>事実の尊重</p> <p>会員は、<u>科学的</u>事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう働きかける。</p> <p>(事実と科学的事実異なる要素であり、間違っただけも事実としてはあり得るはずである。)</p>	<table border="1" data-bbox="1149 932 2078 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 932 1608 963">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 932 2078 963">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 963 1608 1070"> <p>3-2 (科学的事実の尊重)</p> <p>会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう働きかける。</p> </td> <td data-bbox="1608 963 2078 1070"> <p>3-2 <u>事実の尊重</u></p> <p><変更なし></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>何を“科学的事実”とするかは同じ専門分野でも専門家・専門技術者によって必ずしも一致しないことも考えられることから、簡潔に「事実の(を)尊重」としました。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>		2018 規程	意見募集案	<p>3-2 (科学的事実の尊重)</p> <p>会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう働きかける。</p>	<p>3-2 <u>事実の尊重</u></p> <p><変更なし></p>
2018 規程	意見募集案						
<p>3-2 (科学的事実の尊重)</p> <p>会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう働きかける。</p>	<p>3-2 <u>事実の尊重</u></p> <p><変更なし></p>						
3-17	<p>(h) 4. 誠実性原則・正直性原則</p> <p>4-1 誠実な行動</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。<u>誠実に、とはその際</u>、他の団体ま</p>	<table border="1" data-bbox="1149 1283 2078 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 1283 1608 1315">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 1283 2078 1315">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1315 1608 1420"> <p>4-1 (誠実な行動)</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</p> </td> <td data-bbox="1608 1315 2078 1420"> <p>4-1 誠実な行動</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれ</p> </td> </tr> </tbody> </table>		2018 規程	意見募集案	<p>4-1 (誠実な行動)</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</p>	<p>4-1 誠実な行動</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれ</p>
2018 規程	意見募集案						
<p>4-1 (誠実な行動)</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</p>	<p>4-1 誠実な行動</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれ</p>						

No.	ご意見	ご意見への対応				
	<p>たは個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。<u>したがって</u>もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</p>	<table border="1" data-bbox="1149 204 2078 312"> <tr> <td data-bbox="1149 204 1608 312"></td> <td data-bbox="1608 204 2078 312"> <p>る恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</p> </td> </tr> </table> <p>「誠実な行動」として、まずもって各人の「誠実に業務をする」ことは倫理において重要な基本事項ですので、そのことを表現しています。次に、「誠実に業務をする」ことを阻害する要因に対する行動として、「他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。」とし、更に「もって、社会に対して説明できない行動はとらない。」との文章を追加することで、行動の手引として普遍性をもった訴求にできると考えました。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>		<p>る恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</p>		
	<p>る恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</p>					
3-18	<p>(i) 4. 誠実性原則・正直性原則</p> <p>4-2 契約に関する注意</p> <p>会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができるように場合を除き、その業務の改善または変更を促すに従事しない。</p> <p>(業務に従事しないということは会社の命令を聞かないことになり、クビになることにもなりかねない。また、その会員が従事しないと他の人に命令されて結局不適切な業務は残ったままになりかねない。</p> <p>また、学会の中に今回の関電不正のような事案に対する会員のホットライン相談窓口のようなものは設けないか。)</p>	<table border="1" data-bbox="1149 810 2078 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 810 1608 845">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 810 2078 845">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 845 1608 1034"> <p>4-2 (契約に関する注意)</p> <p>会員は、法令に違反するおそれのある契約を締結してはならない。また、利益相反のおそれのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。</p> </td> <td data-bbox="1608 845 2078 1034"> <p>4-2 契約に関する注意</p> <p>会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>本手引においては、倫理の観点から厳格な態度になりますが、「利益相反や不適切な利益のおそれのある業務」には「従事しない」ことが適切な行動と考えました。この行動は、ご意見にあるとおり、当事者にとっては重たい決断になりますが、組織の中に、利益相反や不適切な利益のある業務はやらないと表明する個人がいることが大切なことだと考えています。その行動に際しては、手引にある「雇用者または依頼者にその事実を開示する」ことや、「第三者に対しても明確に説明ができる」ものかどうかを検討すること、また、憲章 7 の手引にある組織文化の改善のための行動等をしていく必要</p>	2018 規程	意見募集案	<p>4-2 (契約に関する注意)</p> <p>会員は、法令に違反するおそれのある契約を締結してはならない。また、利益相反のおそれのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。</p>	<p>4-2 契約に関する注意</p> <p>会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。</p>
2018 規程	意見募集案					
<p>4-2 (契約に関する注意)</p> <p>会員は、法令に違反するおそれのある契約を締結してはならない。また、利益相反のおそれのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。</p>	<p>4-2 契約に関する注意</p> <p>会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。</p>					

No.	ご意見	ご意見への対応				
		<p>があると考えます。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p> <p>なお、本会では、学会組織の活動として個別の事案に関する調査等を行うことは責務の範囲を超えていることから、“ホットライン相談窓口”のような仕組みは設けていません。</p>				
3-19	<p>(j) 4. 誠実性原則・正直性原則</p> <p>4-3 ルール遵守と形骸化の防止</p> <p>会員は、<u>法令・規則</u>(以下<u>定められた</u>ルール)を誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に<u>注意し努め</u>、ルールと実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する<u>よう努める</u>。(ルールだけでなく社内ルールのみと勘違いされかねない。まず優先順位として法令遵守があり、その下に社内規則やルールの順守がある。法令に反する社内規則やルールは無効である。)</p>	<table border="1" data-bbox="1149 464 2078 628"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 464 1608 496">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 464 2078 496">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 496 1608 628"> 4-3 (ルール遵守と形骸化の防止) 会員は法令・規則(以下ルール)を誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、各種ルールの規定と実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。 </td> <td data-bbox="1608 496 2078 628"> 4-3 ルール遵守と形骸化の防止 会員は、定められたルールを誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、ルールと実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ご指摘の 1 文目に関して、遵守すべきルールは国が定めた法令や規則だけではないことから、「定められたルール」としました。法令に違反する社内規則は論外なので、ここでは想定しません。</p> <p>ご指摘の 2 文目に関して、ここでは「ルールの形骸化を防止する」ことを目的とし、そのために「…常にルールの妥当性確認や改定に努め」ることの重要性を訴求することが分かりやすい論理構成ではないかと考えました。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	4-3 (ルール遵守と形骸化の防止) 会員は法令・規則(以下ルール)を誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、各種ルールの規定と実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。	4-3 ルール遵守と形骸化の防止 会員は、定められたルールを誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、ルールと実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。
2018 規程	意見募集案					
4-3 (ルール遵守と形骸化の防止) 会員は法令・規則(以下ルール)を誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、各種ルールの規定と実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。	4-3 ルール遵守と形骸化の防止 会員は、定められたルールを誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、ルールと実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。					
3-20	<p>(k) 4. 誠実性原則・正直性原則</p> <p>4-5 社会からの負託</p> <p>会員は、原子力技術を扱う組織または個人として、社会から一種の負託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に<u>おいて</u>行動する。</p>	<table border="1" data-bbox="1149 987 2078 1152"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 987 1608 1019">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 987 2078 1019">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1019 1608 1152"> 4-5 (社会からの付託) 会員は、原子力技術を扱う集団・技術者として、一般社会から一種の付託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。 </td> <td data-bbox="1608 1019 2078 1152"> 4-5 社会からの負託 会員は、原子力技術を扱う組織または個人として、社会から一種の負託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>原案のままでも支障ないと考えます。</p>	2018 規程	意見募集案	4-5 (社会からの付託) 会員は、原子力技術を扱う集団・技術者として、一般社会から一種の付託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。	4-5 社会からの負託 会員は、原子力技術を扱う組織または個人として、社会から一種の負託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。
2018 規程	意見募集案					
4-5 (社会からの付託) 会員は、原子力技術を扱う集団・技術者として、一般社会から一種の付託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。	4-5 社会からの負託 会員は、原子力技術を扱う組織または個人として、社会から一種の負託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。					
3-21	<p>(l) 4. 誠実性原則・正直性原則</p> <p>4-9 説明責任</p> <p>会員は、自らの活動の責務を果たすとともに、その目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立って情報を発信し、社会からの</p>	<table border="1" data-bbox="1149 1230 2078 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 1230 1608 1262">2018 規程</th> <th data-bbox="1608 1230 2078 1262">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1262 1608 1394"> 4-9 (説明責任) 会員は、専門活動の目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立ち、専門家ではない者にも分かりやすく、かつタイムリーに説明する責任がある。 </td> <td data-bbox="1608 1262 2078 1394"> 4-9 説明責任 会員は、自らの活動の責務を果たすとともに、その目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立って情報を発信し、社会からの理解が得られるよう、説明責任を果たす。 </td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	4-9 (説明責任) 会員は、専門活動の目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立ち、専門家ではない者にも分かりやすく、かつタイムリーに説明する責任がある。	4-9 説明責任 会員は、自らの活動の責務を果たすとともに、その目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立って情報を発信し、社会からの理解が得られるよう、説明責任を果たす。
2018 規程	意見募集案					
4-9 (説明責任) 会員は、専門活動の目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立ち、専門家ではない者にも分かりやすく、かつタイムリーに説明する責任がある。	4-9 説明責任 会員は、自らの活動の責務を果たすとともに、その目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立って情報を発信し、社会からの理解が得られるよう、説明責任を果たす。					

No.	ご意見	ご意見への対応				
	理解が得られるよう、 <u>速やかに</u> 説明責任を果たす。	事故・トラブル、不祥事などにより社会に影響をもたらすような場合は“速やかに”説明責任を果たす必要があると考えますが、計画的な研究成果の公表などは適切なタイミングがあると考えられ、原案のままが適切であると考えます。				
3-22	(m) 5. 専門職原則・ <u>人材育成</u> 5-3 新知識の取得 会員は、日々進歩する学術や技術のほか、関係する法令・規則を学び、専門能力を磨く。 <u>現在では通用しない古く現在の状況に適合しない</u> 知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。	<table border="1" data-bbox="1146 416 2069 580"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 416 1610 448">2018 規程</th> <th data-bbox="1610 416 2069 448">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 448 1610 580">5-3 (新知識の取得) 会員は、日々進歩する学術や技術のほか、関係する法令・規則を学び、専門能力を磨く。<u>古い知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。</u></td> <td data-bbox="1610 448 2069 580">5-3 新知識の取得 会員は、日々進歩する学術や技術のほか、関係する法令・規則を学び、専門能力を磨く。<u>現在では通用しない知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1146 587 2069 667">憲章のタイトルに関しては、No.3-5 の対応を参照ください（以下、No.3-26 まで同様）。</p> <p data-bbox="1146 683 2069 762">手引きの文章に対するご指摘に関しては、“古い”かどうかではなく、知識や慣習が「現在でも通用する」かどうかが重要と考えています。</p> <p data-bbox="1146 778 2069 820">以上のことから、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	5-3 (新知識の取得) 会員は、日々進歩する学術や技術のほか、関係する法令・規則を学び、専門能力を磨く。 <u>古い知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。</u>	5-3 新知識の取得 会員は、日々進歩する学術や技術のほか、関係する法令・規則を学び、専門能力を磨く。 <u>現在では通用しない知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。</u>
2018 規程	意見募集案					
5-3 (新知識の取得) 会員は、日々進歩する学術や技術のほか、関係する法令・規則を学び、専門能力を磨く。 <u>古い知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。</u>	5-3 新知識の取得 会員は、日々進歩する学術や技術のほか、関係する法令・規則を学び、専門能力を磨く。 <u>現在では通用しない知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。</u>					
3-23	(n) 5. 専門職原則・ <u>人材育成</u> 5-4 経験からの学習と共有・継承 会員は、成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとる。もって、 <u>失敗事例のみならず良好事例にも着目・研究し</u> 、事故・故障の再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、必要な情報の共有と、次世代への継承にも努める。 (成功事例の伝承も、将来の成功事例誘発の動機づけになる。)	<table border="1" data-bbox="1146 841 2069 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 841 1610 873">2018 規程</th> <th data-bbox="1610 841 2069 873">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 873 1610 1034">5-5 (経験からの学習と共有・継承) 会員は、<u>経験から教訓を学び取る。特に事故や故障については、失敗事例のみならず良好事例にも着目・研究し</u>、再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、情報を共有・継承する。</td> <td data-bbox="1610 873 2069 1034">5-4 経験からの学習と共有・継承 会員は、<u>成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとる。もって、事故・故障の再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、必要な情報の共有と、次世代への継承にも努める。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1146 1040 2069 1120">ご指摘の点は、手引の本文 1 文目の「成功・失敗を問わず」に含めて表現できていると考えます。</p> <p data-bbox="1146 1136 2069 1177">以上のことから、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	5-5 (経験からの学習と共有・継承) 会員は、 <u>経験から教訓を学び取る。特に事故や故障については、失敗事例のみならず良好事例にも着目・研究し</u> 、再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、情報を共有・継承する。	5-4 経験からの学習と共有・継承 会員は、 <u>成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとる。もって、事故・故障の再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、必要な情報の共有と、次世代への継承にも努める。</u>
2018 規程	意見募集案					
5-5 (経験からの学習と共有・継承) 会員は、 <u>経験から教訓を学び取る。特に事故や故障については、失敗事例のみならず良好事例にも着目・研究し</u> 、再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、情報を共有・継承する。	5-4 経験からの学習と共有・継承 会員は、 <u>成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとる。もって、事故・故障の再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、必要な情報の共有と、次世代への継承にも努める。</u>					
3-24	(o) 5. 専門職原則・ <u>人材育成</u> 5-6 社会への情報発信と対話の実践 会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また、原子力に関わる諸問題について真摯に <u>対話討議</u>	<table border="1" data-bbox="1146 1198 2069 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1198 1610 1230">2018 規程</th> <th data-bbox="1610 1198 2069 1230">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1230 1610 1391">5-7 (科学的事実の分かりやすい提供) 会員は、公衆が<u>科学的事実や専門知識を正確に理解し</u>、判断できるように<u>分かりやすい形で提供すること</u>に努める。</td> <td data-bbox="1610 1230 2069 1391">5-6 社会への情報発信と対話の実践 会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、<u>専門知識を分かりやすい形で提供すること</u>に努める。また、<u>原子力に関わる諸問題について真摯に討議し、社会的課題の解決に寄与することを目指す。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1146 1398 2069 1441">この手引の改定案は、社会から負託を受けている専門職の役割を踏まえて</p>	2018 規程	意見募集案	5-7 (科学的事実の分かりやすい提供) 会員は、公衆が <u>科学的事実や専門知識を正確に理解し</u> 、判断できるように <u>分かりやすい形で提供すること</u> に努める。	5-6 社会への情報発信と対話の実践 会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、 <u>専門知識を分かりやすい形で提供すること</u> に努める。また、 <u>原子力に関わる諸問題について真摯に討議し、社会的課題の解決に寄与することを目指す。</u>
2018 規程	意見募集案					
5-7 (科学的事実の分かりやすい提供) 会員は、公衆が <u>科学的事実や専門知識を正確に理解し</u> 、判断できるように <u>分かりやすい形で提供すること</u> に努める。	5-6 社会への情報発信と対話の実践 会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、 <u>専門知識を分かりやすい形で提供すること</u> に努める。また、 <u>原子力に関わる諸問題について真摯に討議し、社会的課題の解決に寄与することを目指す。</u>					

No.	ご意見	ご意見への対応				
	し、社会的課題の解決に寄与することを目指す。	記載を充実させました。ご指摘の点については、相手を一般の方と想定した場合には「討議」では対決的な印象が否めないため、「対話」に修正いたします。				
3-25	<p>(p) 5. 専門職原則・人材育成</p> <p>5-7 国際社会への貢献</p> <p>我が国は原子力平和利用に豊富な実績がある一方、<u>東京電力福島第一原子力発電所事故等を経験した</u>原子力災害の当事国である。会員は、この経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技術の向上に貢献し、<u>機会を捉えてこれらの知見・教訓を世界に発信するよう努める。</u></p>	<table border="1" data-bbox="1149 368 2078 531"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 368 1615 400">2018 規程</th> <th data-bbox="1615 368 2078 400">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 400 1615 531">5-8 (国際社会への貢献) 我が国は原子力平和利用に豊富な実績がある一方、原子力災害の当事国である。会員は、この経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技術の向上に貢献する。</td> <td data-bbox="1615 400 2078 531">5-7 国際社会への貢献 <変更なし></td> </tr> </tbody> </table> <p>ご指摘の 1 文目に関しては、行動の手引では、個別の事故名称等は表現しないことにしています。</p> <p>ご指摘の 2 文目に関しては、原案にある「…安全と技術の向上に貢献する。」の中に、“知見・教訓”の発信も当然含んでいると理解できると考えています。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	5-8 (国際社会への貢献) 我が国は原子力平和利用に豊富な実績がある一方、原子力災害の当事国である。会員は、この経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技術の向上に貢献する。	5-7 国際社会への貢献 <変更なし>
2018 規程	意見募集案					
5-8 (国際社会への貢献) 我が国は原子力平和利用に豊富な実績がある一方、原子力災害の当事国である。会員は、この経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技術の向上に貢献する。	5-7 国際社会への貢献 <変更なし>					
3-26	<p>(q) 5. 専門職原則・人材育成</p> <p>5-8 会員間の協力による困難の克服</p> <p>会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。また、他の会員が協力を求めているときには、積極的に<u>対応応答</u>する。</p>	<table border="1" data-bbox="1149 844 2078 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 844 1615 876">2018 規程</th> <th data-bbox="1615 844 2078 876">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 876 1615 1034"><新規追加></td> <td data-bbox="1615 876 2078 1034">5-8 会員間の協力による困難の克服 会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。また、他の会員が協力を求めているときには、積極的に応答する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ご指摘については、他者に対する応答責任(response-ability)を訴求する観点から、「応答」と表現することが適切と考えました。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	<新規追加>	5-8 会員間の協力による困難の克服 会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。また、他の会員が協力を求めているときには、積極的に応答する。
2018 規程	意見募集案					
<新規追加>	5-8 会員間の協力による困難の克服 会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。また、他の会員が協力を求めているときには、積極的に応答する。					
3-27	<p>(r) 6. 有能性原則</p> <p>6-1 分野横断の取組みの必要性</p> <p>会員は、原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためには専門分野同士の境界に隙間ができないように<u>分野横断的な活動も視野に入れて</u>総合的な</p>	<table border="1" data-bbox="1149 1198 2078 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 1198 1615 1230">2018 規程</th> <th data-bbox="1615 1198 2078 1230">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1230 1615 1361">6-1 (学際的な取組みの必要性) 会員は原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためにはこれらの専門分野との境界に隙間ができないように総合的な視点から取り組むように努める。</td> <td data-bbox="1615 1230 2078 1361">6-1 分野横断の取組みの必要性 会員は、原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためには専門分野同士の境界に隙間ができないように総合的な視点から取り組むように努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ご指摘については、手引のタイトルと原案にある「…専門分野同士の境界</p>	2018 規程	意見募集案	6-1 (学際的な取組みの必要性) 会員は原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためにはこれらの専門分野との境界に隙間ができないように総合的な視点から取り組むように努める。	6-1 分野横断の取組みの必要性 会員は、原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためには専門分野同士の境界に隙間ができないように総合的な視点から取り組むように努める。
2018 規程	意見募集案					
6-1 (学際的な取組みの必要性) 会員は原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためにはこれらの専門分野との境界に隙間ができないように総合的な視点から取り組むように努める。	6-1 分野横断の取組みの必要性 会員は、原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためには専門分野同士の境界に隙間ができないように総合的な視点から取り組むように努める。					

No.	ご意見	ご意見への対応				
	<p>視点から取り組むように努める。 (ANFURD や防災学術連携体等との分野横断連携も必要だし、原発の差し止め請求で、原子力規制委員会の判断まで覆すような事例が出てきているので、弁護士等文理融合の活動も必要になっていることを踏まえる。またサイバー攻撃等への対処に情報通信研究機構等の助勢も検討する必要がある。)</p>	<p>に隙間ができないように総合的な視点から取り組むように努める」との表現で理解できると考えています。「総合的な視点」には、工学・理学以外の専門分野の知見も含まれます。 以上のことから、原案のままとします。</p>				
3-28	<p>(s) 6. 有能性原則 6-3 俯瞰的な視点を有する人材の育成 会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材の育成とそのため環境整備・維持に努める。</p>	<table border="1" data-bbox="1149 512 2078 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 512 1615 544">2018 規程</th> <th data-bbox="1615 512 2078 544">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 544 1615 651">6-3 (俯瞰的な視点を有する人材の育成) 会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材を育成する観点からも環境を整備し、維持に努める。</td> <td data-bbox="1615 544 2078 651">6-3 俯瞰的な視点を有する人材の育成 会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材の育成とそのため環境整備に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>「環境整備」においても継続的に改善していく取組みが重要であることから、現行規程にある「維持」との表現はあえて削除し、その趣旨は「環境整備」の中に含めて考えることにしました。 以上のことから、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	6-3 (俯瞰的な視点を有する人材の育成) 会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材を育成する観点からも環境を整備し、維持に努める。	6-3 俯瞰的な視点を有する人材の育成 会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材の育成とそのため環境整備に努める。
2018 規程	意見募集案					
6-3 (俯瞰的な視点を有する人材の育成) 会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材を育成する観点からも環境を整備し、維持に努める。	6-3 俯瞰的な視点を有する人材の育成 会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材の育成とそのため環境整備に努める。					
3-29	<p>(t) 7. <u>安全組織</u>文化の醸成 7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる<u>安全組織</u>文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。 (組織文化より安全文化を打ち出す方がよい。)</p>	<table border="1" data-bbox="1149 863 2078 1054"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 863 1615 895">2018 規程</th> <th data-bbox="1615 863 2078 895">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 895 1615 1054">7-1 (組織の中の個人のとるべき行動の基本原則) 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。</td> <td data-bbox="1615 895 2078 1054">7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>No.3-9 の対応を参照ください(以下、No.3-31 まで同様)。 ご意見に対しては、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	7-1 (組織の中の個人のとるべき行動の基本原則) 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。	7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。
2018 規程	意見募集案					
7-1 (組織の中の個人のとるべき行動の基本原則) 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。	7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。					
3-30	<p>(u) 7. <u>安全組織</u>文化の醸成 7-3 環境整備の重要性と継続的改善 組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動</p>	<table border="1" data-bbox="1149 1203 2078 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 1203 1615 1235">2018 規程</th> <th data-bbox="1615 1203 2078 1235">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1235 1615 1422">7-3 (組織内における環境整備の重要性と継続的改善) 組織運営に責任を有する会員は、本倫理規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)が本倫理規程に基づいて行動することができるように伝え、その環境を整える。また、組織内の活動状況を絶えず注視するとともに、本倫理規</td> <td data-bbox="1615 1235 2078 1422">7-3 環境整備の重要性と継続的改善 組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは</td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	7-3 (組織内における環境整備の重要性と継続的改善) 組織運営に責任を有する会員は、本倫理規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)が本倫理規程に基づいて行動することができるように伝え、その環境を整える。また、組織内の活動状況を絶えず注視するとともに、本倫理規	7-3 環境整備の重要性と継続的改善 組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは
2018 規程	意見募集案					
7-3 (組織内における環境整備の重要性と継続的改善) 組織運営に責任を有する会員は、本倫理規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)が本倫理規程に基づいて行動することができるように伝え、その環境を整える。また、組織内の活動状況を絶えず注視するとともに、本倫理規	7-3 環境整備の重要性と継続的改善 組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは					

No.	ご意見	ご意見への対応					
	<p>を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは組織・体制も含めて安全組織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努める。</p>	<p>程に基づく活動を阻害する要因を積極的に排除する など、環境の継続的な改善・向上に努める。</p>	<p>組織・体制も含めて組織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努める。</p>				
<p>3-31</p>	<p>(v) 7. 安全組織文化の醸成</p> <p>7-4 組織内における申し出に対する適切な運用</p> <p>組織の運営に責任を有する会員は、組織の構成員からの原子力安全や組織運営等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮し、申し出の内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 368 1603 400">2018 規程</th> <th data-bbox="1603 368 2074 400">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 400 1603 587"> <p>7-4 (組織内における申し出に対する適切な運用)</p> <p>組織の運営に責任を有する会員は、<u>会員</u>からの原子力安全等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。</p> </td> <td data-bbox="1603 400 2074 587"> <p>7-4 組織内における申し出に対する適切な運用</p> <p>組織の運営に責任を有する会員は、<u>組織の構成員</u>からの原子力安全や組織運営等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出の内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	<p>7-4 (組織内における申し出に対する適切な運用)</p> <p>組織の運営に責任を有する会員は、<u>会員</u>からの原子力安全等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。</p>	<p>7-4 組織内における申し出に対する適切な運用</p> <p>組織の運営に責任を有する会員は、<u>組織の構成員</u>からの原子力安全や組織運営等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出の内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。</p>	<p>手引本文に対するご指摘については、組織として適切に対応するために定めるべき事項を名詞句(「…配慮」「…手順」)で併記しているので、原案のままが適切と考えています。</p>
2018 規程	意見募集案						
<p>7-4 (組織内における申し出に対する適切な運用)</p> <p>組織の運営に責任を有する会員は、<u>会員</u>からの原子力安全等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。</p>	<p>7-4 組織内における申し出に対する適切な運用</p> <p>組織の運営に責任を有する会員は、<u>組織の構成員</u>からの原子力安全や組織運営等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出の内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。</p>						
<p>4-1</p>	<p>今回の改正の方向性については全く異論はありませんが、以下の通り意見をお送りします。ご検討頂ければ幸いです。不明点等ございましたらご連絡下さい。よろしくお願ひします。</p> <p>1. 誠実性原則の対象の拡張</p> <p>(コメント)「4-1 誠実な行動」について、自らの行動のみでなく、組織内で知った他人(上司を含む)の不適切な行動についても積極的に組織内外の「内部通報制度」等を活用すべきことを追加すべきではないでしょうか。</p> <p>(理由) 金品授受問題や品質不正問題については、自ら関与していないとしても組織内にそのような話が関係者間で認識されていた可能性はあり、そのような不適切事象についても早期の注意や警告があれば、事態がエスカレートする前に防げた可能性もあると思われます。おとなは、子供たちに「いじめはもちろんいけないが、それを傍観するのもいじめているのと同じようにいけないこと」と教え</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 751 1603 783">2018 規程</th> <th data-bbox="1603 751 2074 783">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 783 1603 1002"> <p>4-1 (誠実な行動)</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、<u>事前に</u>雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</p> </td> <td data-bbox="1603 783 2074 1002"> <p>4-1 誠実な行動</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。<u>その際</u>、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合は、<u>ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は</u>、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	<p>4-1 (誠実な行動)</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、<u>事前に</u>雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</p>	<p>4-1 誠実な行動</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。<u>その際</u>、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合は、<u>ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は</u>、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</p>	<p>憲章4の手引では個人の行動を中心に謳っています。組織内の他者への働き掛けについては、組織文化の醸成に関する憲章7の手引で謳っており、また、“内部通報制度”との用語は使っていませんが、手引7-4において、組織内における適切な対応を求めています。ご指摘のとおり、組織内での組織文化の改善に繋がる行動は重要なことと考えています。さらに、今回の改定案では、専門職原則に関する憲章5の手引5-8に「会員間の協力による困難の克服」を新たに掲げています。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>
2018 規程	意見募集案						
<p>4-1 (誠実な行動)</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、<u>事前に</u>雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</p>	<p>4-1 誠実な行動</p> <p>会員は、誠実に業務を実施する。<u>その際</u>、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合は、<u>ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は</u>、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</p>						

No.	ご意見	ご意見への対応				
	<p>ています。自分は何もしていないからといって、他人の不正等を見過ごすことは、「誠実な行動」とは言えないと思います。特に、原子力業界は、一般公衆からの信頼を既に失っており、これを回復するには、一段と高い「誠実な行動」が必要とされていると思います。組織よりも社会に対して誠実であるべきであることを明確にする必要があると思います。</p>					
4-2	<p>2. 内部脅威への追記</p> <p>(コメント)「2-3 核セキュリティ確保への注意」にテロリストなどから情報漏洩等の働き掛けを受ける可能性があることを考慮して行動等に注意する必要があることを記載しては如何でしょうか。</p> <p>(理由) 近年、核セキュリティの内部脅威への対応の一環として「個人信頼性確認制度」が導入されました。これには、テロリスト自体の侵入を防止するとともにテロリストからの働き掛け(金銭供与等を含む)によって内部情報の漏えいや手引きする可能性のある従事者を排除する目的もあります。このような働き掛けがあり得、弱みに付け込まれないような行動が必要であることを注意喚起することは有用ではないかと思ひます。</p>	<table border="1" data-bbox="1146 512 2076 676"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 512 1610 544">2018 規程</th> <th data-bbox="1610 512 2076 544">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 544 1610 676"> 2-3 (核セキュリティ確保への注意) 会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。 </td> <td data-bbox="1610 544 2076 676"> 2-3 核セキュリティ確保への注意 会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>倫理規程の性格上、核セキュリティの確保のために必要な具体的な注意点までは謳うことはしていません。各事業者における教育や核セキュリティ文化の醸成活動において確実な取組みがなされるべきものと考えています。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	2-3 (核セキュリティ確保への注意) 会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。	2-3 核セキュリティ確保への注意 会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。
2018 規程	意見募集案					
2-3 (核セキュリティ確保への注意) 会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。	2-3 核セキュリティ確保への注意 会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。					
5	<p>お世話になっております。</p> <p>倫理規程に「安全第一」を盛り込む事が出来たらより良くなると思ひました。</p>	<p>憲章 2. 公衆優先原則・持続性原則において「公衆の安全をすべてに優先させて」とし、これを踏まえた行動の手引 2-1、2-5、2-6、2-7等の改定案としています。原案のままで、ご意見の趣旨を反映していると考えています。</p>				
6-1	<p>前職で放射性物質の海上輸送に係る安全及び核セキュリティに係る基準策定等に携わった経験に基づき、下記のとおり、日本原子力学会倫理規程改定案に対する修正意見を申し述べますので、ご検討いただけますようお願い申し上げます。</p>	<table border="1" data-bbox="1146 1240 2076 1404"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1240 1610 1272">2018 規程</th> <th data-bbox="1610 1240 2076 1272">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1272 1610 1404"> 2-3 (核セキュリティ確保への注意) 会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。 </td> <td data-bbox="1610 1272 2076 1404"> 2-3 核セキュリティ確保への注意 会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。 </td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	2-3 (核セキュリティ確保への注意) 会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。	2-3 核セキュリティ確保への注意 会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。
2018 規程	意見募集案					
2-3 (核セキュリティ確保への注意) 会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。	2-3 核セキュリティ確保への注意 会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。					

No.	ご意見	ご意見への対応
	<p>1. 修正意見の趣旨</p> <p>我が国では、核物質、原子力施設、輸送及び放射性物質に対して、IAEA の核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告 改定第 5 版 (INFCIRC/225/Rev.5) の内容を国内法令等に取り入れ、想定される脅威に基づく防護措置が取られており、安全文化と同様にトップマネジメントによる核セキュリティ確保が重要と認識されていることは言うまでもありません。このような検討は、INFCIRC/225/Rev.5 が発刊される 2011 年以前から、また、法令等への取り入れは 2013 年から順次進められています。しかしながら、国際的な動きに合わせた法令等の整備は進みつつある一方、核セキュリティ文化の醸成については、INFCIRC/225/Rev.5 の国内法令等取り入れ時から、課題とされてきました。本年に入ってから、東京電力において ID カードの不正利用や核物質防護設備の機能喪失が明らかになるなど、原子力施設における核セキュリティ確保の根幹を揺るがす事案が発生していますが、これは、未だに、我が国において核セキュリティ文化の醸成が図られていないことを明確に示すものと考えます。</p> <p>また、原子力施設等の核セキュリティ確保は、原子力施設等の安全確保と密接に関係があり、IAEA においても、3S (Safety、Security、Safeguards) の相乗効果が重要と指摘しており、我が国においても、核セキュリティ確保は安全と同様の対応が必要との立場です。また、組織を構成する個人たる原子力学会員においても、核セキュリティの重要性を認識し、核セキュリティの確保に努める姿勢が不可欠であると考えます。</p> <p>このような観点から、今回、改定案が示されている日本原子力学会倫理規定について、以下のとおり、修正意見を提案します。</p> <p>2. 具体的修正意見</p>	<p>ご意見の趣旨にある核セキュリティの確保の重要性に関しては、そのとおりと考えます。</p> <p>具体的な修正案は、「注意」という文言が入っていることにより重要性に対する認識が弱くなっているのではないかとのご指摘と受け止め、踏まえて、<u>行動の手引 2-3 のタイトルは「核セキュリティの確保」に、手引の文末表現は「…核セキュリティの確保に努める。」に修正いたします。</u></p>

No.	ご意見	ご意見への対応				
	<p><修正案 1 > 行動の手引 2-3 核セキュリティの確保への注意 会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う努める。</p> <p><修正理由> 東京電力の不正 ID 利用及び核物質防護設備の機能喪失に係る事案は、原子力施設における核セキュリティ確保の根幹を揺るがす事案であり、核セキュリティ文化の醸成が叫ばれて 10 年以上も経過するにも関わらず、核セキュリティに対する事業者の意識はまだまだ低いと言わざるを得ないと感じます。このような状況に鑑み、核セキュリティ確保については、それに対する注意を払うだけでは不十分で、核セキュリティを確保することを目標にすべきと考えます。また、安全性と同様に、核セキュリティ確保に努める姿勢が原子力関係者には求められて然るべきと考えます。</p>					
6-2	<p><修正案 2 > 行動の手引 7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全、核セキュリティ等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。</p> <p><修正理由> 修正案 1 と同様の趣旨ですが、原子力関係者は、安全性と同様に、核セキュリティ確保に努める姿勢が求められ、安全文化と同様に核セキュリティ文化の醸成にも貢献するよう行動することが必要と考えます。</p>	<table border="1" data-bbox="1144 836 2078 1031"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 836 1615 868">2018 規程</th> <th data-bbox="1615 836 2078 868">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 868 1615 1031"> 7-1 (組織の中の個人のとるべき行動の基本原則) 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。 </td> <td data-bbox="1615 868 2078 1031"> 7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ご意見の趣旨は理解いたしますが、核セキュリティの確保については行動の手引 2-3 において特出して謳っていることから、修正提案いただいた箇所に関しては原案のままとします。なお、最近の東京電力 HD 殿の事案やいただいたご意見も踏まえて、継続的に議論を進めてまいります。</p>	2018 規程	意見募集案	7-1 (組織の中の個人のとるべき行動の基本原則) 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。	7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。
2018 規程	意見募集案					
7-1 (組織の中の個人のとるべき行動の基本原則) 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。	7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。					
6-3	<p><修正案 3 > 行動の手引 7-2 課題解決のための行動 会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、安</p>	<table border="1" data-bbox="1144 1319 2078 1428"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1319 1615 1351">2018 規程</th> <th data-bbox="1615 1319 2078 1351">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1351 1615 1428"> 7-2 (組織内における課題解決) 会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、安全性向上に最大限の努力を払う。 </td> <td data-bbox="1615 1351 2078 1428"> 7-2 課題解決のための行動 <変更なし> </td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	7-2 (組織内における課題解決) 会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、安全性向上に最大限の努力を払う。	7-2 課題解決のための行動 <変更なし>
2018 規程	意見募集案					
7-2 (組織内における課題解決) 会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、安全性向上に最大限の努力を払う。	7-2 課題解決のための行動 <変更なし>					

No.	ご意見	ご意見への対応					
	<p>全性及び核セキュリティ向上に最大限の努力を払う。安全性及び核セキュリティの損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努める。</p> <p><修正理由>修正案2の理由と同じです。</p>	<p>安全性の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努める。</p>					
7-1	<p>【前文】（第3段落）</p> <p>『我々会員は、本規程の精神を理解し、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できることを目指し率先垂範するとともに、組織内の体制整備に努力する。』</p> <p>会員個人の所属組織内での立場や役割はさまざまであるため、この前文で“体制整備”という組織改善を想像させる用語を使うのは少し踏み込みすぎのように感じます。後段の憲章7.でも「組織文化の醸成に取り組む」との表現にとどめていること、および行動の手引7.では、組織文化の変革の主体は組織の運営に責任を有する会員に重きを置いた表現になっていることから、すべての会員を対象としたこの前文では、『・・・を実践できることを目指し率先垂範する。』で止めておくのが適切だと思います。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 467 1601 499">2018 規程</th> <th data-bbox="1601 467 2072 499">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 499 1601 675"> <p>前文 <前略>このため、我々会員は、本規程を満たすように自ら率先して行動するとともに、会員、非会員を問わず、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を尊重し、実践するように牽引する。</p> </td> <td data-bbox="1601 499 2072 675"> <p>前文 <前略>このため、我々会員は、本規程の精神を理解し、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できることを目指し率先垂範するとともに、組織内の体制整備に努力する。さらに、日本原子力学会自身も、会員の支援を通じて使命を果たす。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	<p>前文 <前略>このため、我々会員は、本規程を満たすように自ら率先して行動するとともに、会員、非会員を問わず、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を尊重し、実践するように牽引する。</p>	<p>前文 <前略>このため、我々会員は、本規程の精神を理解し、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できることを目指し率先垂範するとともに、組織内の体制整備に努力する。さらに、日本原子力学会自身も、会員の支援を通じて使命を果たす。</p>	
2018 規程	意見募集案						
<p>前文 <前略>このため、我々会員は、本規程を満たすように自ら率先して行動するとともに、会員、非会員を問わず、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を尊重し、実践するように牽引する。</p>	<p>前文 <前略>このため、我々会員は、本規程の精神を理解し、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できることを目指し率先垂範するとともに、組織内の体制整備に努力する。さらに、日本原子力学会自身も、会員の支援を通じて使命を果たす。</p>						
7-2	<p>【憲章】 1. 行動原理</p> <p>『会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。』</p> <p>憲章の他の項目では、原子力の専門職技術者としての業務あるいは組織人としての責務に関する規程と読めますが、この1項だけは、会員個人の全人格的ふるまいを規定しているように読めます。理念としてはたいへん素晴らしく、この基本的な姿勢を否定するものではありませんが、前文の冒頭に「日本原子力学会会員が、研究、開</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 1050 1601 1082">2018 規程</th> <th data-bbox="1601 1050 2072 1082">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1082 1601 1153"> <p>憲章1. (行動原理) 会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。</p> </td> <td data-bbox="1601 1082 2072 1153"> <p>憲章1. 行動原理 <変更なし></p> </td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	<p>憲章1. (行動原理) 会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。</p>	<p>憲章1. 行動原理 <変更なし></p>	<p>倫理規程が求めている行動は、会員が所属する組織における業務のみならず、原子力に関わる会員個人として遭遇する局面も想定しています。憲章1は後者も含んだ普遍的な行動原理として謳っています。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>
2018 規程	意見募集案						
<p>憲章1. (行動原理) 会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。</p>	<p>憲章1. 行動原理 <変更なし></p>						

No.	ご意見	ご意見への対応				
	<p>発，利用，教育等のさまざまな活動を実施するにあたり，・・・」との記載もあることから、原子力の専門職（プロフェッション）としての責務であることを明記したほうが他の項目とも整合すると思います。</p> <p>『会員は、<u>その職務の遂行において、人類の生存の質の向上および…</u>』とされてはいかがでしょうか。</p>					
7-3	<p>【行動の手引】 4－2 契約に関する注意</p> <p>『また，利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については，雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに，第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き，その業務に従事しない。』</p> <p>もともと本項は専門職技術者の雇用契約へのコンプライアンスの観点で「利益相反」への関与を戒めた項目と理解しています。（2018年の改定以前には，“雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務をおこなう際，利害関係の相反の恐れのある…”と雇用契約との関係が明記されていました）今回の改定で本項に追記された「不適切な利益の恐れのある業務」は、4－1項の「不適切な利益」と同義です。契約面からは「不適切な利益」の定義は難しい面もあるため、4－1項で誠実性により回避するとの取り扱いは適切だと思います。本項は「契約に関する注意」を項題としていることから、利益相反に対する注意を喚起することに主眼を置くものとして、「不適切な利益」を併記することは適切ではないと考えます。</p>	<table border="1" data-bbox="1146 512 2074 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 512 1610 544">2018 規程</th> <th data-bbox="1610 512 2074 544">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 544 1610 730"> 4－2（契約に関する注意） 会員は，法令に違反するおそれのある契約を締結してはならない。また，利益相反のおそれのある業務については，雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに，第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き，その業務に従事しない。 </td> <td data-bbox="1610 544 2074 730"> 4－2 契約に関する注意 会員は，法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また，利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については，雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに，第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き，その業務に従事しない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>行動の手引 4－2 は、金品授受問題を踏まえ、より強い訴求となるよう、改定案を検討しました。</p> <p>ご意見にあるとおり、「不適切な利益」との言い回しについては行動の手引 4－1 との重複感がありますが、金品授受問題においては、契約との関係において、利益相反の問題に留まらない部分において社会から疑念の受け止めがあったと考えています。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>	2018 規程	意見募集案	4－2（契約に関する注意） 会員は，法令に違反するおそれのある契約を締結してはならない。また，利益相反のおそれのある業務については，雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに，第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き，その業務に従事しない。	4－2 契約に関する注意 会員は，法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また，利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については，雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに，第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き，その業務に従事しない。
2018 規程	意見募集案					
4－2（契約に関する注意） 会員は，法令に違反するおそれのある契約を締結してはならない。また，利益相反のおそれのある業務については，雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに，第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き，その業務に従事しない。	4－2 契約に関する注意 会員は，法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また，利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については，雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに，第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き，その業務に従事しない。					
7-4	<p>5－6 社会への情報発信と対話の実践</p> <p>『また，原子力に関わる諸問題について真摯に討議し，社会的課題の解決に寄与することを目指す。』</p> <p>この第 2 文の主語が不明確です。項題にある「対話の実践」として</p>	<table border="1" data-bbox="1146 1238 2074 1426"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1238 1610 1270">2018 規程</th> <th data-bbox="1610 1238 2074 1270">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1270 1610 1426"> 5－7（科学的事実の分かりやすい提供） 会員は，公衆が科学的事実や専門知識を正確に理解し，判断できるように分かりやすい形で提供することに努める。 </td> <td data-bbox="1610 1270 2074 1426"> 5－6 社会への情報発信と対話の実践 会員は，公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう，専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また，原子力に関わる諸問題について真摯に討議し，社会的課題の解決に寄与することを目指す。 </td> </tr> </tbody> </table>	2018 規程	意見募集案	5－7（科学的事実の分かりやすい提供） 会員は，公衆が科学的事実や専門知識を正確に理解し，判断できるように分かりやすい形で提供することに努める。	5－6 社会への情報発信と対話の実践 会員は，公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう，専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また，原子力に関わる諸問題について真摯に討議し，社会的課題の解決に寄与することを目指す。
2018 規程	意見募集案					
5－7（科学的事実の分かりやすい提供） 会員は，公衆が科学的事実や専門知識を正確に理解し，判断できるように分かりやすい形で提供することに努める。	5－6 社会への情報発信と対話の実践 会員は，公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう，専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また，原子力に関わる諸問題について真摯に討議し，社会的課題の解決に寄与することを目指す。					

No.	ご意見	ご意見への対応
	<p>会員と公衆の関係を表現しているとすれば、会員と公衆が「真摯に討議」するためには、まずは会員の側がそういう対話の場を設けてそこに公衆に参加してもらうための努力が必要だと思います。そのため、会員を主語として会員側の行動を規定する以下のような表現でいかがでしょうか。</p> <p>『また、<u>会員は、原子力に関わる諸問題について公衆と真摯に討議できる場を設けるように努め、社会的課題の解決に寄与することを目指す。</u>』</p>	<p>行動の手引5-6では、ご意見にあるような具体的な対話の「場の設定」に関することまでは触れずに、現行の手引にある情報提供に関わることにとどまらず、専門職に対する社会からの要請に応えるため、社会との対話の実践に積極的に取り組む姿勢を訴求しました。具体的な行動の局面では、会員の側が対話の場を設ける場合もありますし、社会の側からの要請に応じて出向いていく場合もあると考えます。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>
ー	<p>当社宛てにご送付いただいております表題につきましては、内容をご確認させていただきましたが、特段コメントがない旨を連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>	ー

意見募集後の倫理委員会による検討

A	<p>前文の3段落目にある「…原子力の安全確保と平和利用のために」を、「…原子力の平和利用と安全の確保のために」に修正いたします。 (記載の適正化。前文の1段落目にある「…原子力の平和利用と安全確保の重要性を…」と語順を合わせる。)</p>					
B	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">2018 規程</th> <th style="text-align: center;">意見募集案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7-1 (組織の中の個人のとるべき行動の基本原則) 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。</td> <td>7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>よりよい組織文化の醸成のための行動をより分かり易く訴求する観点から、<u>行動の手引7-1の1文目を「会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化となるよう、その醸成に努める。」に修正いたします。</u></p>		2018 規程	意見募集案	7-1 (組織の中の個人のとるべき行動の基本原則) 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。	7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。
2018 規程	意見募集案					
7-1 (組織の中の個人のとるべき行動の基本原則) 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。	7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。					
C	<p>行動の手引1-3の「…積極的な態度及び行動を…」を「…積極的な態度および行動を…」に、行動の手引5-1の「…原子力に関わる学術及び技術の…」を「…原子力に関わる学術および技術の…」に修正いたします。(記載の適正化(表記の統一))</p>					
D	<p>前文2段落目の「…東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に負の影響をもたらしていること、廃棄物や核不拡散等の問題があることを絶えず思い起こし…」を「…東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に負の影響をもたらしているこ</p>					

とや、廃棄物、核セキュリティ等の問題があることを絶えず思い起こし…」に修正いたします。(理事会コメントを踏まえて記載意図の明確化・適正化)

以上